

# 秋田県地球温暖化対策推進条例 計画書制度の概要

令和2年4月（令和2年6月一部改正）

秋田県生活環境部  
温暖化対策課

# 秋田県地球温暖化対策推進条例

- 地球温暖化の防止は、人類共通の喫緊の課題であり、秋田県では平成11年に「温暖化対策美の国あきた計画」を策定し取り組んできた。
- しかし、平成19年度における県の温室効果ガス排出量が、京都議定書の基準年である平成2年度の排出量を27%上回った。
- 自然豊かな県土を次世代に引き継ぐためには、県民総参加で地球温暖化対策に一層取り組んで行く必要がある。
- そこで、地球温暖化対策に関し必要な事項を定めた「秋田県地球温暖化対策推進条例」を平成23年3月14日に公布した。

# 条例の要点

## ・県・県民・事業者の役割と責任の明確化

県民一人ひとりが地球温暖化対策に取り組む責任があることを明らかにするとともに、地球温暖化の防止のための具体的な内容を定めた。

→事業者：温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努める

## ・地球温暖化対策の基本的枠組みの明確化

地球温暖化対策を確実に推進するために、知事が「地球温暖化対策推進計画」を策定することを定めた。

→平成23年4月「秋田県地球温暖化対策推進計画」策定

平成29年3月「第2次秋田県地球温暖化対策推進計画」策定

# 条例の要点

## ・事業者等からの排出量に関する計画・報告

事業者等の自主的な省エネルギー対策の促進を図るため、温室効果ガスを一定以上排出する事業者等に、排出量削減に関する計画書や報告料の作成・提出を義務づけた。

→「条例計画書制度」

(詳細は次頁)

## ・秋田県の特性を踏まえた温暖化対策の推進

再生可能エネルギーの導入や森林吸収量対策など、秋田県の特性を踏まえた地球温暖化対策の推進について定めた。

→秋田の森林づくり 森林整備によるCO2吸収量認証制度 など

# 条例計画書制度

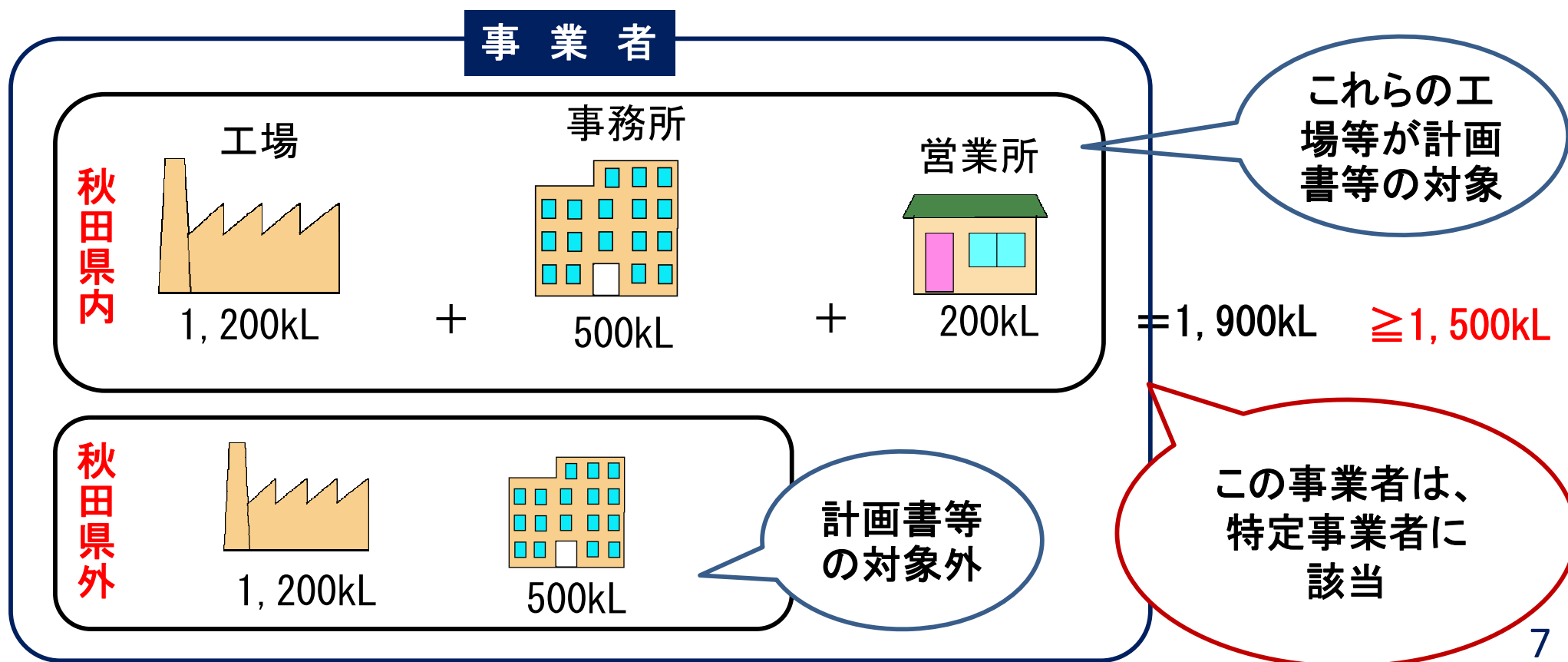
- 事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスを排出する者（具体的には次頁）は、条例の「特定事業者」と位置づけ。
- 特定事業者は、温室効果ガス排出抑制計画書及び温室効果ガス排出量等報告書を作成、県に提出。

# 特定事業者の要件

- ① 県内に設置している全ての事業所（工場、店舗、営業所など）に係る前年度のエネルギー使用量の合計が、原油換算で年間 1,500 k L 以上の事業者（フランチャイズチェーンは、加盟している県内全事業所の合計）
- ② 県内に登録している自動車の前年度末日の台数が、トラック（被けん引車除く。）とバスは200台以上、タクシーは350台以上の自動車運送事業者。

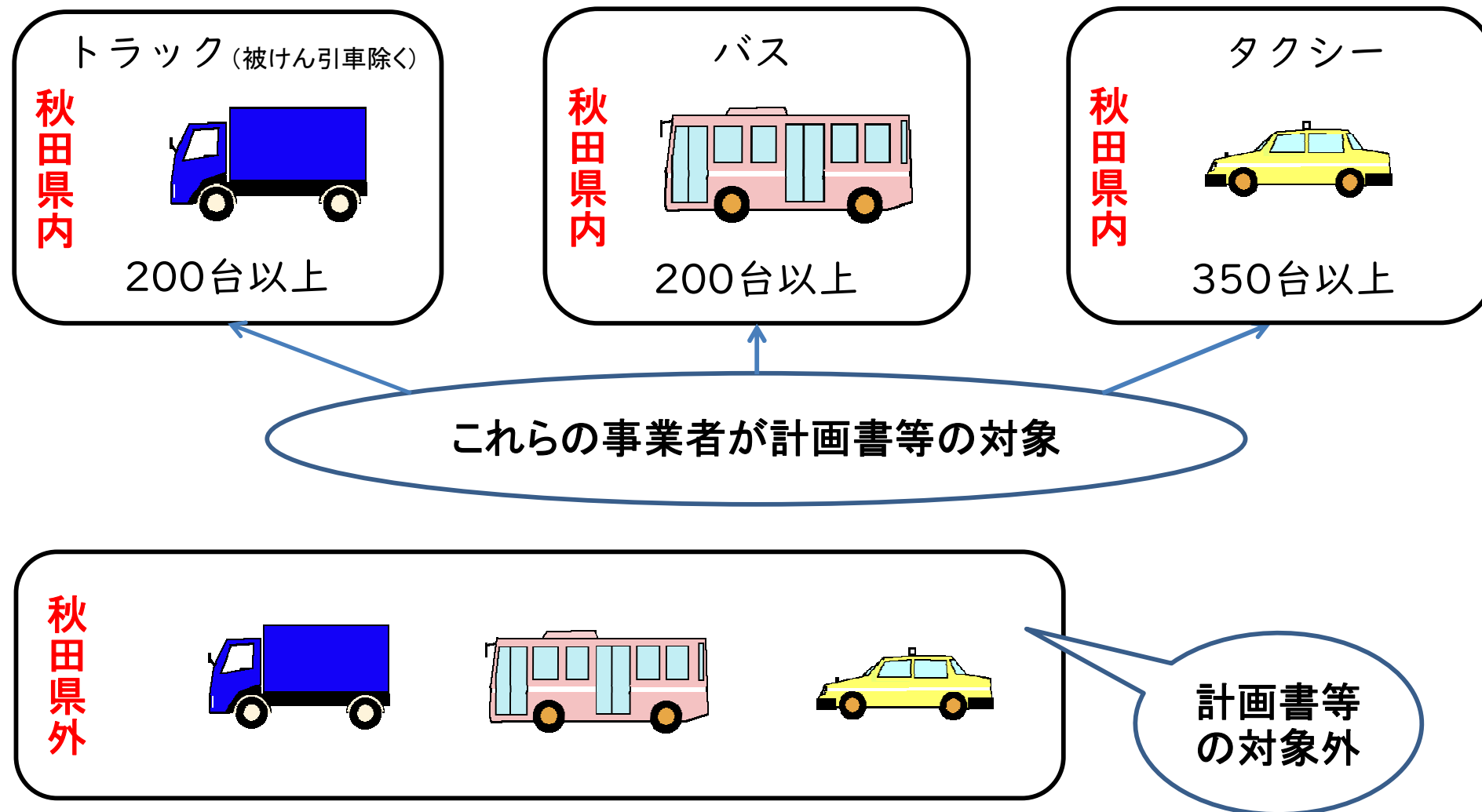
# 特定事業者（事業所関係）

- ・ 原油換算エネルギー使用量の算定方法は、省エネ法と同じ。
- ・ 制度の対象は、県内に設置されている事業所のみ。



# 特定事業者（輸送関係）

- 自動車運送事業者（道路運送法第2条第2項）のうち



# 対象となる温室効果ガスの種類

- ・ 原油換算エネルギー使用量で特定事業者かどうかを判断するが、計画書制度で排出抑制の対象となる温室効果ガスは、次のとおり。

温対法第2条第3項に規定する温室効果ガス

エネルギー起源CO<sub>2</sub>

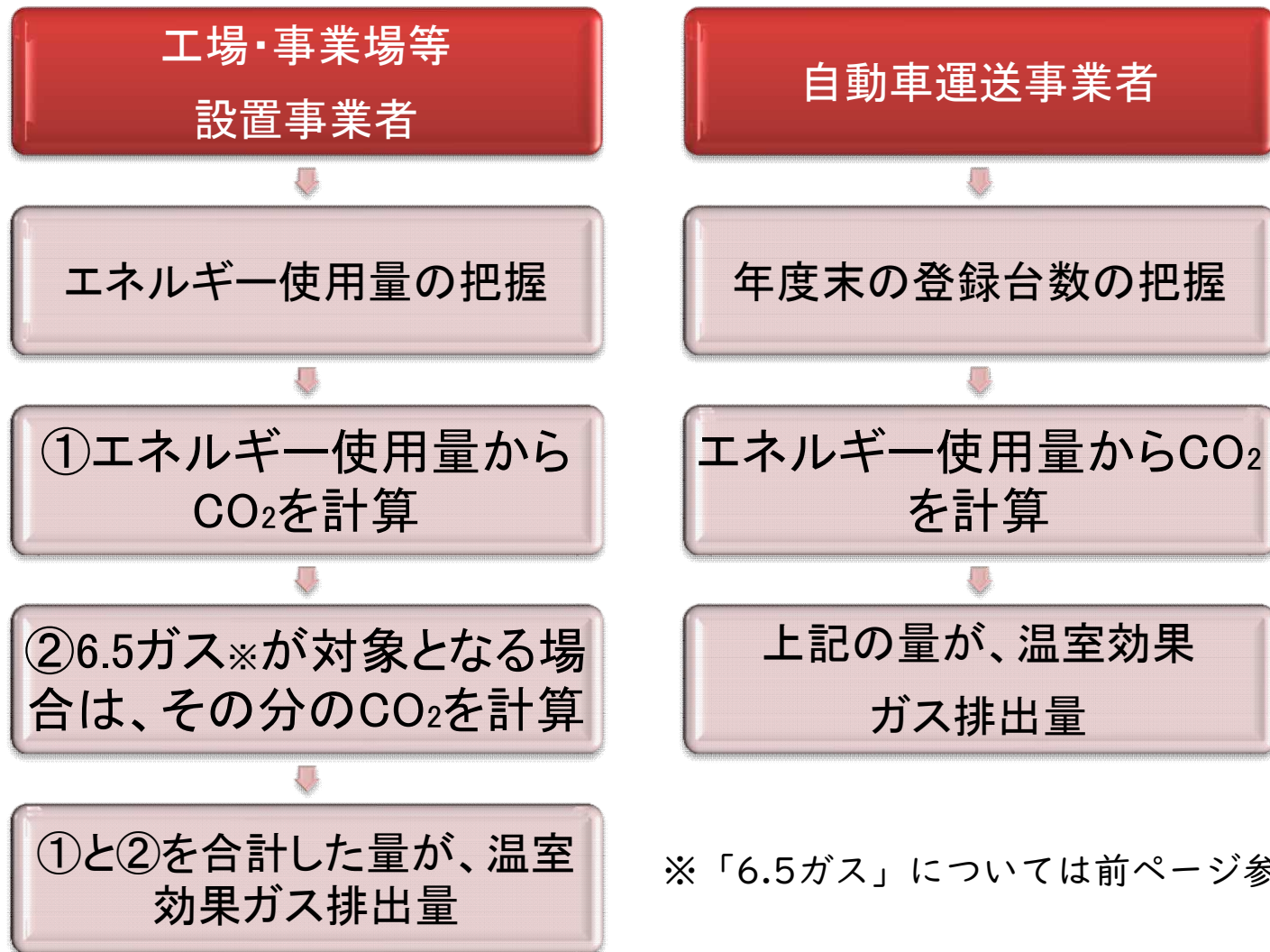
+

温室効果ガスの種類ごとに定められている排出活動により排出される次の温室効果ガス(「6. 5ガス」と呼ばれる)

- ・ 非エネルギー起源CO<sub>2</sub>
- ・ メタン
- ・ 一酸化二窒素
- ・ ハイドロフルオロカーボン
- ・ パーフルオロカーボン
- ・ 六ふっ化硫黄
- ・ 三ふっ化窒素

※温室効果ガスの種類ごとに、排出量が二酸化炭素換算で100t未満の場合は、温室効果ガスに算入しないことができる。

# 温室効果ガス算定までの流れ



※「6.5ガス」については前ページ参照

# 条例と省エネ法、温対法との比較

|                         | 条例          | 省エネ法                   | 温対法              |
|-------------------------|-------------|------------------------|------------------|
| エネルギー使用状況の届出（特定事業者等の指定） | 規定なし        | ○（規定あり）                | 規定なし             |
| エネルギー管理者等の選任、届出         | 規定なし        | ○（規定あり）                | 規定なし             |
| 報告書等対象の判定基準             | エネルギー使用量    | エネルギー使用量               | 従業員数及び温室効果ガスの排出量 |
| 対象となる温室効果ガスの種類          | 7種類の温室効果ガス※ | エネルギー起源CO <sub>2</sub> | 7種類の温室効果ガス       |
| 排出量の抑制目標                | 規定なし        | ○（年平均1%以上の原単位の低減等）     | 規定なし             |
| 計画書・報告書の作成・提出           | 計画書及び報告書    | 計画書及び報告書               | 報告書              |

※エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスについては、100 t 未満は算入しないことができる。

# 温室効果ガス排出抑制計画書

- 温室効果ガス排出量の抑制目標や目標を達成するための取組方法等を記載した計画書を作成、県に提出。
- 提出は、当該年度の7月末日まで

＜令和2年度の提出のみ、特例で9月末日まで＞。

- 計画期間は、5箇年以内。
- 抑制目標は、事業者が任意に定める。  
(県では抑制目標は定めていない。)
- 抑制目標の基本は総排出量ベースであるが、原単位ベースを選択することも可能。
- 再生可能エネルギーの他への供給やクレジットの購入等をした場合は温室効果ガスの削減量にカウント可能。

# 温室効果ガス排出量等報告書

- 温室効果ガス排出抑制計画書の計画期間中、毎年度温室効果ガス排出量や目標達成のために実施した取組等を記載した報告書を作成し、県に提出。
- 提出は、前年度の実績について翌年度の7月末日まで。  
(本来、令和元年度の実績は、通常7月末日までの提出だが  
令和2年度の提出のみ、特例で9月末日まで)
- 再生可能エネルギーの他への供給やクレジットの購入等をした場合は温室効果ガスの削減量にカウント可能。

# 再生可能エネルギーの利用等

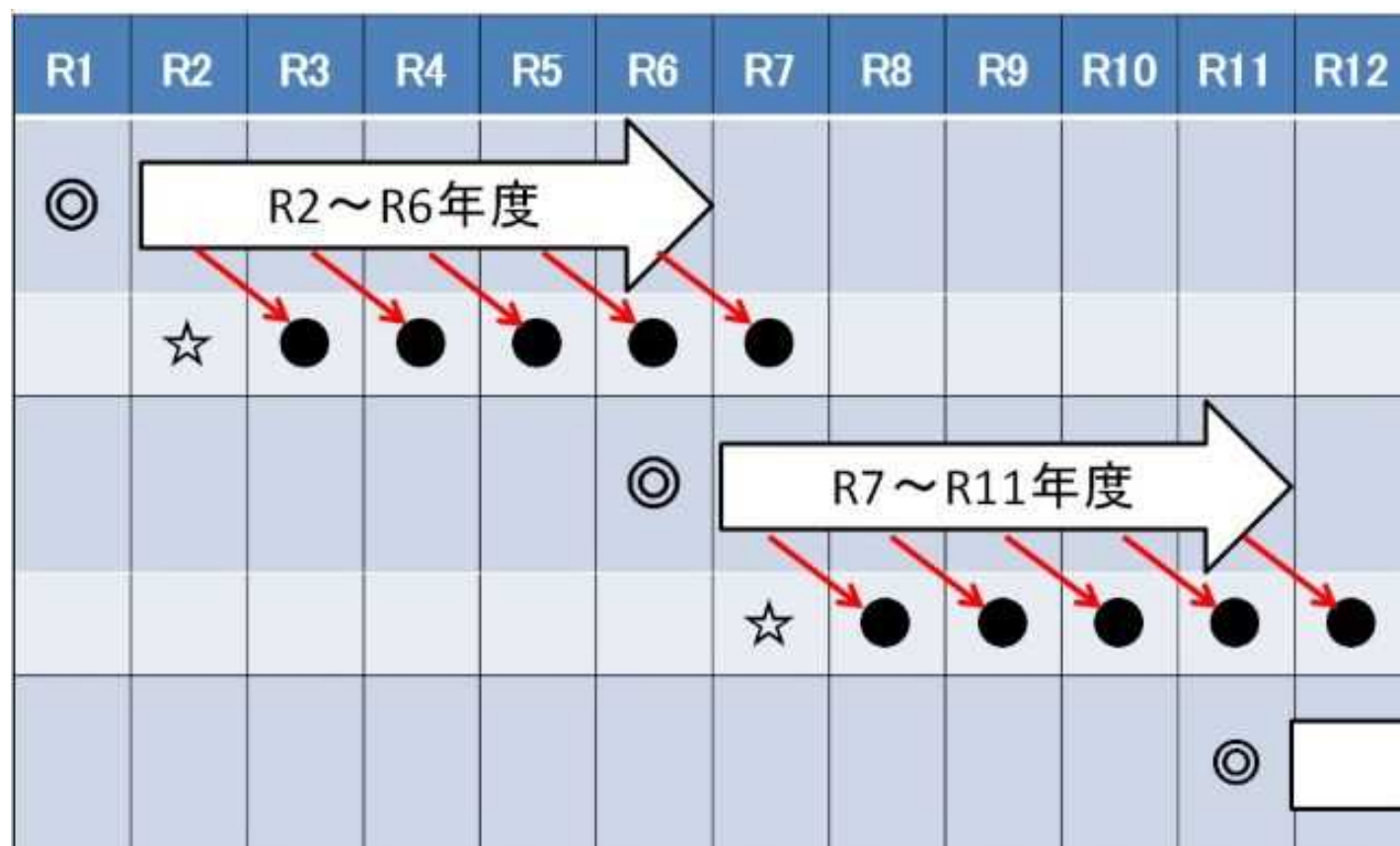
- ・ 計画書や報告書の提出に当たっては、再生可能エネルギーの他への供給や国内クレジットの購入等による温室効果ガスの量を、事業活動に伴う温室効果ガスの削減量と見なすことができる。

対象となるもの(ただし、秋田県内に由来するもののみが対象。)

- ・ 再生可能エネルギー（電力及び熱）の供給
- ・ J-クレジット制度により認証されたクレジット
  - ・ 国内クレジット制度により認証されたクレジット
  - ・ J-VER制度により認証されたクレジット
- ・ グリーン電力証書
- ・ グリーン熱証書
- ・ 秋田の森林づくり 森林整備によるCO<sub>2</sub>吸収量認証制度
- ・ 秋田県産材利用促進CO<sub>2</sub>固定量認証制度

# 計画書制度の流れ(例)

- 令和2年度が計画初年度で、計画期間が5年の事業者



◎特定事業者の要件を満たした年度及び基準年度

➡ 計画期間

☆計画書の提出時期

●報告書の提出時期

- ※ 計画期間は、5カ年以内で任意に設定可能。
- ※ 計画期間中に特定事業者の要件を満たさない年があっても、原則、報告書の提出が必要。

# 計画書、報告書の基本構成

計画書、報告書ともに、提出部数は1部

## ●計画書

様式第1号  
(計画書)  
第1面  
～第4面

+

### 基準年度分のみ添付

(別紙1)  
原油換算  
エネルギー  
使用量  
算定表

(別紙2)  
温室効果  
ガス排出量  
算定表

## ●報告書

様式第2号  
(報告書)  
第1面  
～第4面

+

### 報告対象年度分

(別紙1)  
事業活動に  
伴うエネル  
ギー使用量  
算定表

(別紙2)  
温室効果  
ガス排出量  
算定表

# 計画書の提出例

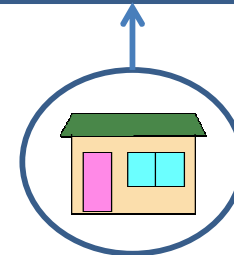
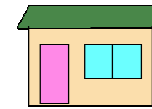
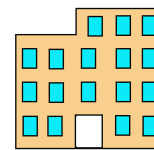
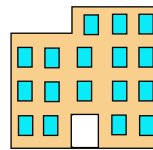
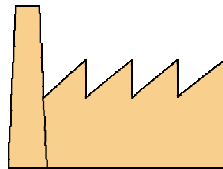
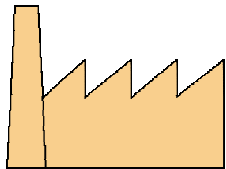
## 特定事業者

省エネ法の  
第1種エネルギー  
管理指定工場等

省エネ法の  
第2種エネルギー  
管理指定工場等

省エネ法における定期報告等で一度提出した値と同じ値を報告している小規模な事業所については、省エネ法定期報告等で報告した数値を用いることができる。

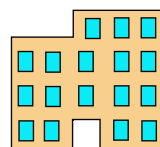
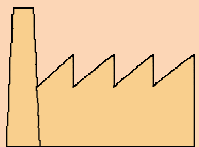
秋田県内



$$3,200\text{kL} + 1,800\text{kL} + 500\text{kL} + 200\text{kL} + 50\text{kL} + 10\text{kL} = 5,760\text{kL} \\ \geq 1,500\text{kL}$$

計画書に含めない。

秋田県外



1,200kL

500kL



様式第1号  
第1面  
～第4面

(別紙1)  
原油換算  
エネルギー  
使用量算定  
表

(別紙2)  
温室効果  
ガス排出量  
算定表

# 計画書、報告書の概要の公表等

- 県は、特定事業者から、計画書や報告書の提出があったときは、その概要を公表する。
- 県は、計画書制度の施行に必要な限度において、事業者に必要な報告や資料の提出を求めたり、事務所等に立ち入りすることができる。
- 計画書や報告書を提出しないときや、虚偽の記載があったときは、勧告することができる。
- 勧告に従わないときは、その旨及び勧告の内容を公表することができる。

# 計画の変更、廃止

## ●計画の変更

- 計画書の内容を変更したとき（目標数値の変更や原単位に用いた指標の変更、目標数値に影響を与えるような取組の変更など）は、変更後の計画書を作成し、提出。
- 事業者の代表者、名称や所在地に変更があった場合も、変更後の計画書を作成し、提出。

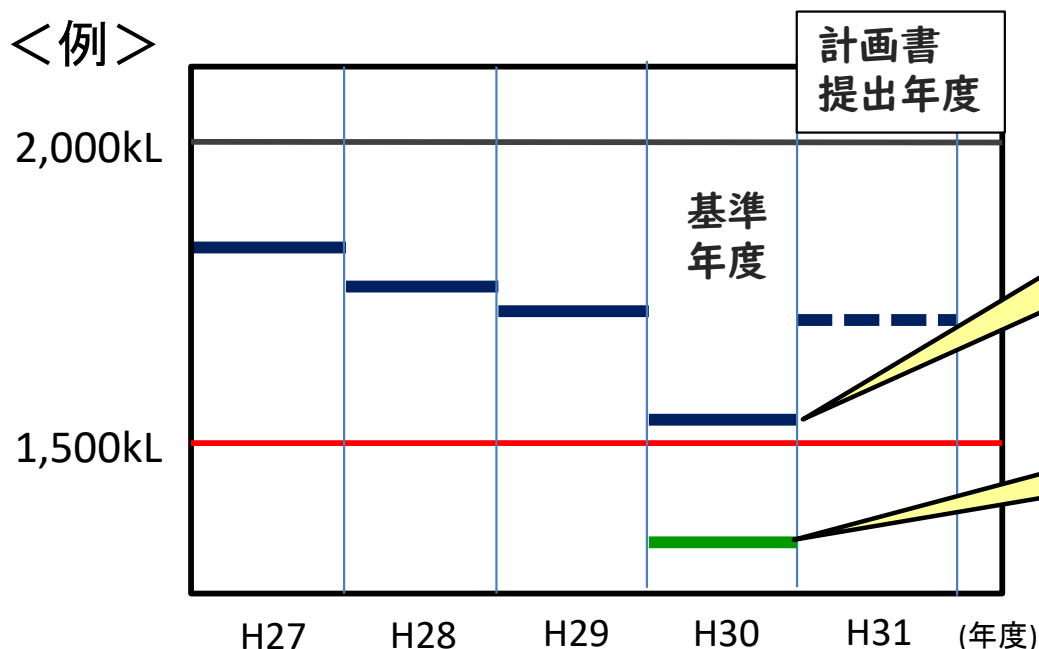
## ●計画の廃止

- 計画期間中に、対策を実施したことにより、特定事業者の要件を満たさなくなった場合であっても、原則、計画期間終了までは報告書を提出。
- ただし、一部の事業所を廃止するなど、特別な事由により、計画期間終了まで特定事業者の要件を満たさないことが明らかな場合は、計画を廃止することができる。（別途相談願います）

# 基準年度の取扱(特例)

- 基準年度は、原則として計画初年度の**前年度**。
- ただし、基準年度において事業活動が著しく変動した場合等の特別な事情がある場合、前年度以外を基準年度とすることが合理的と認められるときは、県との協議により前年度以外（過去3年間の平均値又は前々年度）を基準年度とすることができる。

<例>



・著しく変動  
(基準年度の変更には、事前に県との協議が必要。)

・著しく変動し1,500kL未満となった場合は、特定事業者に該当しない。

# 問い合わせ先等

- 秋田県 生活環境部 温暖化対策課  
調整・省エネルギー班  
電話：018-860-1573 FAX：018-860-3881  
E-mail：en-ondanka@pref.akita.lg.jp

## 【ウェブページ】

美の国あきたホーム＞防災・暮らし・環境  
＞自然・環境＞地球温暖化防止  
＞秋田県地球温暖化対策推進条例に係る計画書  
制度について

アドレス <http://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/5793>